

名古屋市南区選挙管理委員会告示第14号

選挙人名簿登録の移替えの延期について

公職選挙法施行令(昭和25年4月20日政令第89号)第17条の規定に基づき、令和8年3月15日執行の愛知県議会名古屋市千種区選出議員補欠選挙における選挙人名簿の登録の移替えを、次のとおり延期する。

令和8年2月20日

名古屋市南区選挙管理委員会委員長 渡邊 賢次

- 1 登録の移替えを延期する期間
令和8年2月20日から選挙期日まで
- 2 延期した者に係わる登録の移替え
選挙期日後に行う

名古屋市南区選挙管理委員会